

## 下田市選挙管理委員会規程第1号

### 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和4年下田市条例第22号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (契約締結の届出)

第2条 候補者は、次の各号に掲げる届出をしようとするときは、当該各号に定める届出書を有償契約締結後（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後）、直ちに当該契約に関する書面の写しを添えて下田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 条例第3条の規定による届出 選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）
- (2) 条例第8条の規定による届出 選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）
- (3) 条例第12条の規定による届出 選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第3号）

#### (公費負担の確認申請等)

第3条 候補者（前条の届出をした者に限る。以下同じ。）は、次の各号に掲げる確認を受けようとするときは、当該各号に定める確認申請書を委員会に提出しなければならない。

- (1) 条例第4条第2号イに規定する確認 選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）
- (2) 条例第9条に規定する確認 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）
- (3) 条例第13条に規定する確認 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）

2 委員会は、前項の申請により、次の各号に掲げる確認をしたときは、当該各号に定める確認書を交付するものとする。

- (1) 前項第1号の確認 選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第7号）
- (2) 前項第2号の確認 選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第8号）
- (3) 前項第3号の確認 選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号）

#### (確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第2項の確認書の交付を受けたときは、直ちに次の各号に掲げる確認書を当該各号に定める者に提出しなければならない。

- (1) 選挙運動用自動車燃料代確認書 条例第3条の有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）
- (2) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 条例第8条の有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）
- (3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 条例第12条の有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）

(証明書の提出)

第5条 候補者は、次の各号に掲げる者に当該各号に定める証明書を、使用又は作成の実績に基づき作成し、提出しなければならない。

- (1) 条例第3条の有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者 選挙運動用自動車使用証明書(様式第10号、様式第11号又は様式第12号)
- (2) ビラ作成業者 選挙運動用ビラ作成証明書(様式第13号)
- (3) ポスター作成業者 選挙運動用ポスター作成証明書(様式第14号)

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 前条第1項各号に掲げる者は、次の各号に掲げる請求をしようとするときは、当該各号に定める請求書に前条第1項各号に定める証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項第1号の確認書及び前条第2項の書面の写し、ビラ作成業者にあつては第3条第2項第2号の確認書、ポスター作成業者にあつては第3条第2項第3号の確認書)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第4条の請求 請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第15号)
- (2) 条例第9条の請求 請求書(選挙運動用ビラの作成)(様式第16号)
- (3) 条例第13条の請求 請求書(選挙運動用ポスターの作成)(様式第17号)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。